|  |
| --- |
| 羽生市中小企業等事業継続・家賃支援補助金 |
| 申請要領 |

|  |
| --- |
| 令和2年９月１５日更新版  羽生市役所商工課 |

１　事業の目的

　新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、売上の減少した中小企業・個人事業主が感染防止との両立を図りつつ、国が示す「新しい生活様式」に沿った取組を普及させるため、事業所等において感染防止等の必要な経費を支援します。

　併せて、事業実施のため、土地・建物の賃料を負担している事業者に家賃支援を行い、事業者の負担を軽減します。

２　補助対象

　以下の要件全てに該当する方が対象になります。

　◎新しい生活様式に対応した取組みに対する補助金

　（１）市内に事業所がある中小企業者、個人事業主

　（２）　令和２年１月から１２月までの月の売上高が前年同月比で１５%以上５０%未満減少している事業所（５０％以上の月がある場合は、**国の持続化給付金の対象となるため、本補助金は対象外**となります）

　（３）　業歴が1年未満の場合、最近1か月の売上高と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高を比べて１５%以上５０%未満減少している事業所

　（４）　令和2年4月1日から１２月３１日までに国が示す「新しい生活様式」に対応した事業を始めた事業所

（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型性風俗特殊営業及びそれらに類似する業種を営む事業者に該当しない者

（６）　羽生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと

◎土地、建物の賃料に対する補助金

　（７）　上記（１）～（６）に加えて、事業実施のために土地・建物の賃料を負担していること

３　対象経費

　以下の条件を満たした経費が対象になります。

　◎新しい生活様式に対応した取組みに対する補助金

　（１）　感染症防止対策のための設備等の導入にかかった経費

　（２）　テイクアウト・デリバリーにかかった経費

　（３）　提供サービスのオンライン化にかかった経費

　　※対象経費の一覧については、別紙「補助対象経費一覧」をご確認ください。

※対象経費は、消費税等を除いた額で計上してください。

　◎土地、建物の賃料に対する補助金

　（４）　事業に関係する物件の家賃等が対象であり、複数ある場合はその合計額

　　※家賃等（土地・建物の賃借料）には、管理費、共益費は含みません。

４　補助金額

　新しい生活様式に対応した取組みに対する補助金　１０万円

土地、建物の賃料に対する補助金も申請した場合、５万円を加算

　　※補助金の交付は、１事業所１回のみです。

５　補助金の申請方法

　補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を作成し、必要書類を揃えて申請期間内に羽生市役所　商工課まで郵送にて提出してください。（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送申請での受付となります。）

　（１）　必要書類

　　◎新しい生活様式に対応した取組みに対する補助金

　　　①　羽生市中小企業等事業継続・家賃支援補助金交付申請書兼請求書

（様式第１号）

　　　②　対象経費について支払った領収書等の写し

　　　③　取組内容のわかる書類（実施状況の写真、ホームページの写し等）

　　　④　対象となる期間の売上減少がわかる書類の写し

　　　　　具体例は、以下のとおりになります。

　　　　　〇設立から１年以上経過している方

・対象月の売上高がわかる売上台帳等

　　　　　　　（経理ソフトから抽出したデータ、エクセル作成データ、手書きの売上帳のコピー等）

・対象月の前年同月の売上高がわかる書類

【法人の場合】

・対象月の属する事業年度の直前の法人事業概況説明書の控え

【個人事業主の場合】

・（青色申告の方）前年度所得税青色申告決算書の控え

　　　　　　　・（白色申告の方）前年度住民税申告書の控え

　　　　　〇設立から１年未満の方

　　　　　　・最近３か月の売上高がわかる書類

（経理ソフトから抽出したデータ、エクセル作成データ、手書きの売上帳のコピー等）

　　　⑤　振込先口座の通帳（表紙をめくったページ部分）の写し

　　◎土地、建物の賃料に対する補助金

　　　⑥　事業に関係する土地・建物の賃貸借契約書の写しまたはそれに準ずるもの（貸主借主が明記された領収書など）

　　※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求めることがあります。

　（２）　申請期間

　　令和２年８月３１日（月）～令和３年１月１５日（金）

※当日消印有効

６　補助金の交付決定

　申請書類の審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、羽生市中小企業等事業継続・家賃支援補助金交付決定通知書（様式第２号）を送付します。

　　※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。

７　補助金の振込

　交付決定通知書が送付された後、市から通知書に記載された額の補助金を振込みます。振込につきましては、交付決定通知書送付後、２～３週間を目安に振込を予定しています。

　　※申請書類の審査によって、振込時期が前後することがございます。

８　補助金の申請についての宛先

　〒３４８－００５８　羽生市中央３－７－５

　羽生市役所　商工課　宛

　　※封筒には「羽生市中小企業等事業継続・家賃支援補助金関係書類」と記入してください。

９　関係書類について

　申請書等の提出書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課（市民プラザ）、市役所で配布します。

１０　問い合わせ先

　羽生市役所　商工課

　電話０４８－５６０－３１１１（直通）

MAIL　[shoukou@city.hanyu.lg.jp](mailto:shoukou@city.hanyu.lg.jp)

　問い合わせ時間　平日午前８時３０分～午後５時１５分

　（土日祝日の問い合わせは、翌平日に回答いたします。）

１１　主な質疑応答（令和２年９月１５日時点）

【申請全般】

Q　同一申請者で業種の異なる複数の事業を営んでいる場合、売上高や従業員数は合算して記載になりますか。

A　合算しての記載になります。なお法人が異なる場合は、同一経営者でも別々に申請ができます。

Q　新しい生活様式に対応した取組みに対する補助金と、土地、建物の賃料に対する補助金は別々に申請可能ですか。

A　別々に申請は不可となります。また、土地、建物の賃料に対する補助金のみでの申請も不可となります。

Ｑ　売上減少の対象となる令和２年の各月については、任意で選択してよいのですか。

Ａ　売上高等が前年同月比で１５％以上５０％未満減少している任意の月を選択していただいて問題ありません。

Ｑ　売上減少の対象となる令和２年の各月については、１５％以上５０％未満減少の月がない場合でも、対象となりますか。

Ａ　申し訳ありません。羽生市の補助金の対象外となるため、国の持続化給付金の申請をご検討ください。

Q　売上減少の対象となる令和２年の各月について、５０％以上減少の月が１つ以上ある場合でも、対象になりますか。

A　申し訳ありません。羽生市の補助金の対象外となるため、国の持続化給付金の申請をご検討ください。

Q　業歴が１年未満の場合、最近３か月間の売上高のうち減少率がひと月でも５０％を超えている場合は、申請の対象にならないのですか。

A　最近３か月間の売上高のうち減少率が５０％を超えている月があったとしても、３か月間の平均売上高が１５％以上５０％未満減少であれば、補助金の対象となります。

Q　対象となる事業所について教えてください。

Ａ　・中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者

　　・個人事業主

　　・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、

公益社団・財団法人又は組合

　　詳しくは、「別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者」をご覧ください。

Ｑ　対象とならない事業所について詳しく教えてください。

Ａ　学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合

　　詳しくは、「別紙２　申請対象外となる業種一覧」をご覧ください。

Q　支払いを確認できる書類を破棄してしまいました。申請できますか。

A　領収書等支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象となりません。

Q　クレジットカードで支払った場合も対象になりますか。

A　支払明細書等により補助対象の支払が確認できれば、対象になります。

Q　補助金申請前の期間を補助対象期間とすることはできますか。

A　令和２年４月１日以降であれば、補助金申請前の期間であっても補助対象とすることが可能です。

　　ただし、支出の証明ができる領収書等の必要書類がない場合は、補助対象経費とは認められません。

Ｑ　申請に係る費用は自己負担ですか。

Ａ　切手代、送料、コピー代等の、申請手続きに関する費用は自己負担となります。ご了承ください。また、審査の結果、交付できない場合につきましても、自己負担分の返金はございません。

Ｑ　窓口での申請はできませんか。

Ａ　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送申請のみとさせていただきます。ご不便をお掛け致しますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

Ｑ　申請してから振り込まれるまでの期間はどのくらいですか。

Ａ　申請受付後、申請書類の審査を行います。審査は受付後速やかに行い、交付決定通知書を送付後、概ね２～３週間で指定の口座に振り込まれます。申請書類に不備がある場合や、再提出を求めた場合は、書類が整った段階で受付を行います。

Q　申請を受付した、審査中であるといった途中の段階が分かる手段はありますか。

A　受付状況の分かる手段については、システムを構築していないので、ございません。ご不便をお掛け致します。

　　目安として、申請書到着後の審査において書類に不備がなければ、申請書が到着して１週間から１０日ほどで、交付決定通知書を郵送します。

Q　今回の補助金は、課税対象になりますか。

A　税法上、益金（個人事業主の場合、総収入金額）に算入されます。

【新しい生活様式に対応した取組みに対する補助金関係】

Q　市外在住の者ですが、羽生市内に事業所があります。この場合、補助金の交付対象になりますか。

A　市内で事業を営んでいるため、対象になります。市内で事業を営んでいることがわかる資料の提出をお願いします。

Q　市内在住の者ですが、羽生市外に事業所があります。この場合、補助金の交付対象になりますか。

A　市外で事業を行っているため、交付の対象にはなりません。

Q　市内で複数の事業所がある場合の補助金はどうなりますか。

A　補助金は、１事業者あたり１０万円となります。（１店舗で１０万円以上の事業を実施した場合も、複数店舗で合わせて１０万円以上の事業を実施した場合も、１０万円の交付となります。）

Q　「新しい生活様式」の実践例とは、どのようなものですか。

A　厚生労働省のホームページに、実践例が示されていますので、ご確認ください。

　※厚生労働省ホームページ「新しい生活様式の実践例」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_newlifestyle.html

Ｑ　対象経費が１０万円を下回った場合、補助金は対象額のみですか。

Ａ　「新しい生活様式」に対応し、事業継続に取組んでいる観点から、補助金は一律１０万円となります。

Ｑ　対象経費が１０万円を上回った場合の補助金は全てですか。

Ａ　補助金額は一律１０万円となります。ご了承ください。

Q　テイクアウト等を始めるにあたって、何か許可を取る必要はありますか。

A　飲食店営業をお持ちの方であれば、原則他の許可は不要ですが、場合によっては飲食店営業以外の許可が必要な場合があります。これまでと異なる商品を出す場合は事前に保健所へ確認をお願いします。

【土地、建物の賃料に対する補助金関係】

Q　支給対象となる物件の所在地に制限はありますか。

A　下記の表を参考にしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 本店所在地（個人の場合、住所） | 物件等所在地 | 支給対象 |
| 法人 | 市内 | 市内 | ○ |
| 市外 | 〇 |
| 市外 | 市内 | ○ |
| 市外 | × |
| 個人 | 市内 | 市内 | ○ |
| 市外 | 〇 |
| 市外 | 市内 | ○ |
| 市外 | × |

別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者について

常時使用する従業員数または資本金の**いずれか一方**が下表に該当していれば対象となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| 製造業等※１ | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医療法人等※２ | ― | 300人以下 |

※１【製造業の対象業種事例】

建設業（測量業、地質調査業、水路測量業を含む）、不動産業（建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）、土石採取業、木材伐採業、鉱業

※２　医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいいます。

下記の業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウエア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅行業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 宿泊業（旅館業を除く）、娯楽業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

(注)家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。

別紙２　申請対象外となる業種一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 対象外業種 | 摘要 |
| 農業 | 次の業種を除く。  ・家畜貸付業　・園芸サービス業　・蹄鉄修理業  以下の業種は、製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・荒茶、仕上茶の製造業　・もやし栽培農業　・蚕種製造業　・蚕種製造請負業　・菌床栽培方式きのこ生産業  ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業　・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 |
| 林業 | 次の業種を除く。  ・素材生産業及び素材生産サービス業  以下の業種は製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・製薪炭業　・薪請負製造業　・炭焼請負業及び炭賃焼業 |
| 狩猟業 | 全　業　種 |
| 漁業 | 全　業　種 |
| 水産養殖業 | 加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。 |
| 金融業、保険業 | 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。 |
| 卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  （以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する  性風俗関連特殊営業 |
| 飲食業のうち右に該当するもの | 風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。 |
| サービス業のうち右に該当するもの | 取立業（公共料金又はこれに準ずるものの集金・取立業を除く。） |
| 学校 | 学校法人が経営するもの。 |
| 宗教、政治・経済・文化団体その他の  非営利事業及び団体（NPO 法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合） |  |